

令和4年第12回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和4年12月26日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎 2階 大会議室

○ 出席した委員 (18名)

1 番 村上 英登	8 番 赤羽 明人	1 5 番 倉田 益式 (遅刻)
2 番 塩木 操	9 番 西村 功	1 6 番 吉瀬 久司
3 番 堀 敏	1 0 番 春日 知也 (遅刻)	1 7 番 中嶋 隆
4 番 北澤 満	1 1 番 代田 和美	1 8 番 滝沢 久美子
5 番 堺澤 務	1 2 番 宮下 修	1 9 番 氣賀澤 道雄
6 番 田村 晴男	1 3 番 木下 豊	
7 番 森 武雄	1 4 番 上田 佳子	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

2 0 番 菅沼 佳彦	2 2 番 大沼 昌弘	2 4 番 小原 正隆
2 1 番 白川 眞武	2 3 番 宮澤 秀一	2 5 番 米山 茂寿

○ 欠席した委員(1名)

9 番 西村 功

○ 事務局職員出席者

事務局長	野村 隆二
次 長	山本 孝浩
主 査	出口 大悟
主 査	小林かおる

○ 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第 56 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 57 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 58 号 農用地利用集積計画の策定について (貸借)

議案第 59 号 農用地利用集積計画の策定について (農地中間管理事業)

議案第 60 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について

議案第 61 号 貸借料情報の区分設定及び提供について

報告事項 農地法第 5 条第 1 項第 8 号の規定による転用通知について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 4 番 (北澤)

議事録署名人 5 番 (堺澤)

開 会 令和4年12月26日 午後3時00分

局 長 (野村 隆二君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和4年第12回農業委員会
総会並びに協議会を開会させていただきます。

まず初めに氣賀澤会長より挨拶を申し上げます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

改めまして、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

最近、朝、人に会うと出る言葉は「寒いね」と、そんな言葉が出る非常に
寒い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

農業のほうでいきますと、12月初めにお米のJA出荷の分の集計が出まし
て、私も法人の会計をやっている関係から売上げを見ますと、去年は異常だっ
たんですけれども、その前のおととしと今年を比べると、やはりかなり額が落
ちています。

原因を見ると、やはりキロ当たりの単価が1,000円下がっているというこ
と、多分おとしは作況が100くらいだったと思うんですが、今回は98とい
うことですので、その量の部分もありますけれども、お米作りがかなり厳しい
時代になってきたなっていうような、そんな印象を受けております。

この中にもたくさんの農地を耕作しておられる方もおりますけれども、そ
んな方がどんな状況だったかっていうのをまた何かの機会に教えていただけれ
ば大変ありがたいと思っております。

今年を振り返りますと、やはり一番大きかったのはウクライナへのロシアの
侵攻ということで、それに付随した、いわゆる燃油価格の高騰、それに引き続
いた諸物価の値上がり、それと日本を顧みますと円安ということで、かなりの
影響を受けたという印象を持っております。

特に農業に関しましては、資材等がかなり値上がりしまして、農業経営も大
変厳しい年だったと思えます。

これが今年で終わればよろしいんですけれども、どうも、また来年も同じよ
うな傾向が続いていくんじゃないかなというような気配を感じております。

また、ここにおられる方、農業委員、また推進委員の方々には、各方面から
いろいろと出てくると思いますが、今年のことは今年として、また来年
に向けて一緒にやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたしま
す。

また、今日は貴重な時間をいただいておりますので、慎重審議への御協力を
お願いいたします。

以上です。

ありがとうございます。

局 長 (野村 隆二君)
続きまして会議前の一言と農業委員会憲章朗読、5番 堺澤務委員、よろしくお願いいたします。

5 番 (堺澤 務君)
一言ってということですけど、ちょっと急というか、予定していなかったんで考えていなかったんですけども、ちょっとうちの花について話したいかなあと思っています。

うちはシンフォリカルポスという赤い実をつける花を作っています。原種は赤い花なんですけれども、今は白とかピンクとか、大粒なものが新たにどんどん開発されまして、原種を作っているところが減少してきているということで、ちょうど昨日、おとといですか、助六の福澤さんがうちへ来まして、東京の市場のF A J——フラワーオブジャパン、そこから原種を作らないかと言われたということをおっしゃっていました。

私の耕作面積的には6反歩ほどなんですけれども、そのおかげで米の何十倍かの収益を上げて、退職してから何とかやってこられているかなあと思っています。

法人のオペレーターをやっている関係でなかなか手が出なくて、本当はもっと剪定なり手を入れていけばいいものをもう少し高い値段で売れるかなあとも思うんですけども、法人のほうの現金収入も大事でありますので、そちらのほうと折り合いをつけながら、今後もまた花をやっていきたいと思っています。

以上です。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませさせていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

[駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読] (一同起立)
[駒ヶ根市農業委員会憲章唱和] (一同着席)

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、これより令和4年12月1日付、告示第12号をもって招集した令和4年第12回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数16名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

9 西村功委員、10番 春日知也委員、15番 倉田益式委員より欠席の旨の届出がありました。

なお、春日、倉田、両委員は途中から出席するかもしれないということですので、御承知おきください。

主 査

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において4番北澤満委員、5番 塚澤務委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(出口 大悟君)

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第4条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計3件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては2ページの左側を御覧ください。

4-1で表示した場所になります。

南割区、XXXXXXXXXXの北西1筆578㎡になります。

1ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、申請人は申請地北側の自宅からの出入りの際西側に隣接する公衆用道路を使用しているが、道路側に立ち木が生い茂り見通しが悪く車両の出入りの際に非常に危険なため、申請地を新たな通路用地として使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、令和4年10月26日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として施設拡張で見えております。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては2ページ右側を御覧ください。

4-2で表示した場所になります。

上穂町区、XXXXXXXXXXの北1筆339㎡になります。

1ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、申請人は現在居住している住宅の駐車場が狭く使い勝手が悪いいため、申請地を新たな住宅用地として転用したいというものでございます。

農振法等でございますが、第1種低層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして3件目でございますが、場所につきましては3ページの左側を御覧ください。

4-3で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の東1筆165㎡になります。

1ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、申請人は以前より申請地西側の住宅の敷地として使用していたが、農地法の許可を得ていないことから、改めて農地法の手続きを取り、引き続き農業用倉庫及び家庭菜園としての利用を目的とした敷地の一部として使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております、農地区分につきましては2種、消極的2種農地となしまして、不許可の例外として非代替性で見えております。

以上3件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

地元委員の補足説明をお願いします。

5 番 (堺澤 務君)

1番の農地ですけれども、図面を見ていただいて、その西側の水田を分筆して道路にするというものであります。

現在の[REDACTED]の自宅の出入口は坂を急に上るといような形で、また立ち木が生い茂っているので冬場は凍ったりするということで、私も何度か尋ねたことがあるんですけれども、大変危ないなと思った場所です。

12月10日に上田委員と現地確認をしまして、水田ですので畦畔を造って水が張れるようにすることと、現在は麦が植えてあるので作物に影響のないような工事をお願いしたいということで意見をつけまして許可といたしました。

以上です。

17番 (中嶋 隆君)

2番ですが、倉田委員が今日は遅刻するっていうので、私のほうから説明します。

12月1日に倉田委員と現地確認を行いました。

地図にあるように、もう周りは住宅の中にぽっこりある農地ということで、後で出てくると思いますがけれども、申請地の周りも結局宅地になっていくところなんで、問題ないというふうに考えます。

- 6 番 以上です。
(田村 晴男君)
3 番ですが、12 月 4 日に菅沼推進委員さんと一緒に現地を確認いたしました。
- 11 月のうちから申請人のほうからどうしたらいいかっていう相談は受けておまして、理由にあるように、以前からそんな使用をされていて、今後は農地法に基づいて住宅敷地という形にして利用を続けていきたいということで、何ら問題ないというふうに判断いたしました。
- 以上です。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 56 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 56 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
- 議案第 57 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
を議題といたします。
- 提案理由の説明を求めます。
- 主 査 (出口 大悟君)
それでは議案書 4 ページをお開きください。
農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。
- 計 3 件でございます。
- まず 1 件目でございますが、場所につきましては 5 ページの左側を御覧ください。
- 5—1 で表示した場所になります。
- 北割 2 区、XXXXXXXXXX の北 1 筆 541 m²になります。
- 4 ページにお戻りください。
- 申請目的でございますが、特定建築条件付土地が 1 区画。
- 理由でございますが、譲受人は上伊那地域において建築業及び不動産業を営んでおり、新たに建売住宅を販売するため当地を取得したい、譲渡人は高齢で

あり耕作が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和4年10月26日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに

、ありということでございます。

続きまして2番となりますが、場所につきましては5ページ右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

上穂町区、の北3筆、計1,673㎡になります。

4ページにお戻りください。

申請目的でございますが、宅地分譲が5区画。

理由でございますが、譲受人は市内において不動産業を営んでいるが、当地は住宅地としての需要が見込まれることから宅地分譲地として販売するため取得したい、譲渡人はおのこの事情により当地を手放したいと考えていたため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第2種低層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして3番となりますが、場所につきましては6ページを御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

大まかな申請地の位置につきましては6ページの右側を参考としていただけたらと思います。

中沢区 の1筆2,793㎡になります。

4ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は現在借家住まいであるが子どもの成長に伴い手狭になってきたことから住宅を新築するため当地を借り受けたい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域外となっております、農地区分につきましては2種、消極的2種農地となしまして、不許可の例外として非代替性で見えております。

また、今回の申請面積につきましては登記面積上2,793㎡と住宅用地としてはとても面積が多くなっておりますが、今回の申請地は周囲を山林や原野に囲まれているようなところであり、実際に住宅敷地として利用可能な面積は2,793㎡のうち859㎡程度ということで、一般住宅とすれば実際に使える面積は適当な面積と見えておりますので、御承知おきください。

- 以上3件につきまして御審議をお願いいたします。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは地元委員の補足説明をお願いします。
- 2 番 (塩木 操君)
1番の件ですが、図面を見てもらいますとお分かりのとおり、道路に面した多少くぼ地となった中の土地となっており、周りはほとんどが宅地化されており、周りに対する農業的な悪い影響も見受けられない地形となっておりますので、問題なしということで判断しました。
- 17番 (中嶋 隆君)
2番です。先ほどと同様に、倉田委員が遅刻しますので私が説明します。
先ほどの4条の申請のところの残りの土地ということで、同様に周りはもう住宅地なんで問題ないというふうに考えます。
以上です。
- 20番 (菅沼 佳彦君)
3番です。
6ページの地図と、それから周辺のところとあるんですけども、地図にありますように、これは中沢の■■■■地区から飯島へ抜ける■■■■から東へ500mほど登った山林に囲まれた場所になります。
周りは■■■■さんの農地がずっと囲んでいる中の一部でありまして、先ほど説明があったように、申請農地の広さは大きいんですけども、周りは山林、それから進入路があったりして、宅地はその中に一部になります。
全体的には東から天竜に向かっての傾斜地になりまして、西側が山林で、北側は道路を挟んだ耕作地のため、日照とか排水等には全く問題ないということでありまして。
以上です。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第57号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
ここで議案第58号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定により25番米山茂寿推進委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

[25番 米山茂寿君 退場]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第58号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (小林 かおる君)

それでは議案書7ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について(貸借)を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、令和4年12月28日でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが18万4,293㎡、畑が1,937㎡、樹園地が8,024㎡、その他が44㎡、合計19万4,298㎡でございます。

貸手が66、借手が51です。

(2)番(3)番の表につきましてはお目通しいただき、8ページから20ページに詳細が載っておりますので御確認をお願いいたします。

以上、御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

大量ですので、時間を取りますので見ていただいて確認をお願いします。

[各自黙読]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

確認されている途中ですけれども、地元推進委員の中で何か補足説明があればお願いいたします。

[発言者なし]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

推進委員の方からは補足説明がないということで、進めさせていただきます。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第58号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 58 号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
ここで議案第 59 号の審議に入る前に申し上げます。
農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限規定により 1 番 村上英登委員、2 番 塩木操委員、16 番 吉瀬久司委員、24 番 小原正隆推進委員、25 番 米山茂寿推進委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。
[1 番 村上英登君・2 番 塩木操君・16 番 吉瀬久司君・24 番 小原正隆君退場]
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 59 号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 主 査 (小林 かおる君)
議案書 21 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を御説明し、御提案とさせていただきます。
農用地利用集積計画総括表を御覧ください。
公告年月日でございますが、令和 4 年 12 月 31 日でございます。
期間の終期でございますが、5 年が田 23 万 5,496 m²、畑 8,275 m²、10 年が田 11 万 2,554 m²、畑 2,518 m²、合計 35 万 8,843 m²でございます。
貸手が 72、借手は長野県農業開発公社のため 1 となります。
22 ページから 44 ページまでが利用権設定各筆明細となっております。
72 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 184 筆を貸し付けるということになっております。
長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付予定でございます。
権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。
以上について御審議をお願いします。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
これもかなりの数になりますので、時間を取りますので担当地区等の御確認をお願いします。
[各自黙読]
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 59 号につきまして地元推進委員の補足説明があればお願いします。

〔発言者なし〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、議案第 59 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 59 号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
退席されている委員の着席を求めます。
〔1 番 村上英登君・2 番 塩木操君・16 番 吉瀬久司君・24 番 小原正隆君・25 番 米山茂寿君 入場・着席〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 60 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)
それでは議案書 45 ページをお開きください。
農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について御説明し、御提案とさせていただきます。
これにつきましては、8 月の一斉農地パトロールで優先して確認すべき農地として現地を確認していただいた中、現況が山林または原野であり、農地に復旧するための物理的な条件整備が著しく困難であると考えられ、農地として復元したとしても継続して耕作が見込めない対象地について、農業委員会の議決により農地法第 2 条第 1 項の規定による農地には該当しないとの判断をいただくものであります。
なお、今回議案として提出させていただくものは、竜西、計 7 筆、竜東、計 60 筆、合計で 67 筆となっております。
議案書にある地番の現地の状況は全て山林または竹林、原野等のため、個別の説明はいたしません。位置につきましては最終ページにカラーの位置図を何枚かつけさせていただいております。竜西と東伊那、中沢に分けて添付して

おります。参考に御覧いただけたらと思います。

概略の位置のみの表示となっておりますので御承知おきください。

今回の対象地につきましては、議案書に記載した確認委員さんまたは事務局において山林等と判定された場所となります。

また、パトロールで現地が山林と判定していただいたものを、該当地の位置や周囲の状況、また農振地域の状況等の理由により、非農地判定を今回は見送った筆もありますので、御承知おきください。

それでは、以上 67 筆、合計で 2 万 9,721 m²について御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

農地パトロールで確認した地域でありますので確認をお願いいたします。

なお、本議案は本年度実施した農地の現地調査により土地の現状が農地ではないことを確認した農地です。したがって、それぞれの措置については補足説明を求めません。

確認のほうをお願いいたします。

[各自黙読]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 60 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 60 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 61 号 賃借料情報の区分設定及び提供についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは議案書 54 ページをお開きください。

賃借料情報の区分設定及び提供について御説明し、御提案とさせていただきます。

こちらにつきましては、毎年出しております駒ヶ根市の賃借料情報であります。

毎月の議案に掲載しておりますが、農用地利用集積計画の貸借等の部分について今年 1 月～12 月分として公告された内容の集計でございます、10 a 当たりの賃借料をデータ化したものとなっております。

表の下のほうを見ていただきますと 1 番 水田の部と 2 番 畑の部に分かれておりますので、まず水田の部から御説明をさせていただきたいと思っております。

水田の部でございますが、①～③の 3 つの地区に分かれております。①は竜西、②につきましては 40 a 以上の下平地区の土地となります。ですので、①については②を除いた下平地区も含まれております。③につきましては竜東地区のデータとなっております。

①につきましては、平均額が 6,200 円、最高額が 2 万 300 円、最低額が 2,000 円ということでした。

下平の 40 a 以上の農地につきましては、平均額が 8,600 円、最高額が 1 万 1,000 円、最低額が 5,000 円ということでした。

最後に竜東地区につきましては、平均額が 6,500 円、最高額が 1 万 8,000 円、最低額が 3,000 円ということでした。

続きまして 2 番の畑の部ですけれども、こちらにつきましては竜西と竜東の 2 つに分かれております。

竜西につきましては平均が 8,900 円、最高額が 1 万 9,000 円、最低額が 3,300 円ということでした。

竜東につきましては、欄外米印の 4 にもありますが、データ数が 5 未満の場合は提示しないということになっておりまして、今回のデータ数につきましては 5 件未満ということでしたので平均額等の数字は入っておりません。

説明につきましては以上となります。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 61 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 61 号 賃借料情報の区分設定及び提供については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に報告事項 農地法第 5 条第 1 項第 8 号の規定による転用通知についてを事務局より説明願います。

